

令和8年度 市政運営の基本方針(総合計画 実施計画)(案)について

1. 策定の趣旨

総合計画は、志摩市総合計画条例に基づき、「基本構想」、「基本計画」及び「実施計画」で構成します。また、令和8年度を始期とする新たな計画では、「基本構想」の計画期間を8年間、「基本計画」を4年間と定め、「実施計画」は、1年間とし、毎年度策定することとしています。

この度、「基本構想」及び「基本計画」の案に基づき、令和8年度の具体的な取組方針を示す「実施計画」の案について、別紙のとおり「令和8年度 市政運営の基本方針(案)」として、とりまとめました。

年度	R8 2026	R9 2027	R10 2028	R11 2029	R12 2030	R13 2031	R14 2032	R15 2033
基本構想	基本構想 8年間(R8～R15年度)							
基本計画	前期基本計画 4年間(R8～R11年度)				後期基本計画 4年間(R12～R15年度)			
実施計画	単年	単年	単年	単年				

→ 新たな計画では、毎年度、「市政運営の基本方針」の名称で「実施計画」を策定。

2. 計画のポイント

- 「市政運営の基本方針」では、総合計画を着実に推進するための各施策の主な取組を記載します。
- 効果的・効率的に予算や資源を重点配分することで、機会を逃さず最大限の成果を得ることをめざし、年度ごとに注力する重点分野を位置づけ、「重点的取組」として冒頭に記載します。
- 新たな予算措置を伴わない取組(ゼロ予算事業)も含め、その年度に推し進めていく主な取組を記載します。
- 主な取組の中で、新たな要素を含むものには、◎を付しています。

3. スケジュール(予定)

令和8年2月 「基本構想」について市議会令和8年第1回定例会へ議案提出

令和8年3月末 「基本計画」及び「実施計画」を策定

(基本構想の策定後)

別紙

令和8年度 市政運営の基本方針
(令和8年度 総合計画 実施計画)
(案)

令和8年 月
志摩市

目 次

1	はじめに ～令和8年度の市政展開に向けて～	1
2	重点的取組	2
	重点分野1 防災・減災・地域強靱化の推進	
	重点分野2 未来を創る子ども・若者政策の推進	
	重点分野3 安心して働き、暮らせる生活環境の創生	
	重点分野4 持続可能な観光地域づくりの推進	
	重点分野5 「自慢できる新しい志摩市」の実現	
3	基本目標の実現に向けた施策の主な取組	9
	基本目標1 にぎわい ～豊かな自然と共生し、持続可能な発展を続けるまち～	
	基本目標2 やすらぎ ～安全安心で、みんなの暮らしを守るまち～	
	基本目標3 つながり ～誰もが健康で心豊かに、つながりあい、自分らしく暮らせるまち～	
	基本目標4 はぐくみ ～未来を育み、生涯にわたる学びを支えるまち～	
4	各施策の推進を支える行政運営	18

「市政運営の基本方針」とは

市政運営の基本方針は、市政運営を進めるにあたって基本となる単年度の実施方針であり、「志摩市総合計画（2026～2033）前期基本計画」を推進するPDCAサイクルにおいて、起点となるPlan（実施計画）となるものです。

社会経済情勢等の変化に柔軟かつ的確に対応できるよう、年度ごとに注力する重点的取組を市政運営の基本方針に定めることとしています。これにより、重点的に取り組む分野を毎年見直し、より効果的・効率的に予算や資源を重点配分することで、機会を逃さず最大限の成果を得ることをめざします。

1. はじめに ～令和8年度の市政展開に向けて～

令和8年度は、新たな志摩市総合計画の初年度となる重要なスタートの年です。社会経済情勢等がめまぐるしく変化する中、市民の皆さんの「しあわせ」（ウェルビーイング）の実現に向け、4つの基本目標「にぎわい」「やすらぎ」「つながり」「はぐくみ」を柱に、前へと歩みを進めていきます。本市を取り巻く人口減少・少子高齢化をはじめとする複合的な課題に対して、すべての政策において成果を意識し、さまざまな取組を迅速かつ着実に実行していきます。

新たな総合計画に掲げる目標の実現に向け、効果的かつ効率的な市政運営を推進するため、「あるものさがし」の成果をもとに、徹底した「新陳代謝」を図り、時代に即した事業の再構築に取り組みます。効果を上げている事業も含め既存事業の大胆な見直しを行い、さまざまな変革を進めます。

令和7年11月の第44回全国豊かな海づくり大会開催に続き、令和8年度は、伊勢志摩国立公園指定80周年のほか、G7伊勢志摩サミット開催10周年、さらには三重県誕生150周年という節目の年となります。これらを未来への飛躍の契機ととらえ、豊かな自然や文化といった地域資源の価値を最大限に高め、次の世代へ「自慢できる新しい志摩市」を引き継ぐための基盤構築に取り組みます。希望ある未来への進展を、市民の皆さんとともに実感できる一年をめざします。

2. 重点的取組

令和8年度は、次の5つの重点分野を設定し、課題解決に向け、スピード感を持って取組を推進します。(◎印は、新たな要素を含む取組)

重点分野1 防災・減災・地域強靱化の推進

南海トラフ地震等の大規模災害に備え、市民の生命と財産を守り抜く体制をより一層強化していく必要があります。能登半島地震やカムチャツカ半島付近地震、頻発する自然災害も踏まえ、南海トラフ地震の新たな被害想定に対応する避難環境・体制の強化に取り組みます。また、官民の知恵を結集した地域防災力の抜本的な強化を図るとともに、デジタル技術を活用した消防・防災DXを推進することで、災害に強い地域を構築します。

1) 新たな被害想定に対応する避難環境・体制の強化

- ◎三重県が公表する新たな地震被害想定および津波災害警戒区域に基づき、新しい津波の浸水想定区域や浸水深、津波到達予想時間などの情報を表示したハザードマップを作成して配布することで、市民一人ひとりの津波の危険性に対する正しい理解を深め、事前の備えを促進します。【危機管理統括監】
- 南海トラフ地震等の大規模地震発生時の津波対策として、新たに片田地区の津波避難施設（津波避難タワー）等の整備を計画的に推進します。【危機管理統括監】
- ◎良好な避難生活環境を確保するため、備蓄品の「量」だけでなく、「質」を考慮し、スフィア基準^{※1}を踏まえ、必要な物資等の配備や施設を整備します。【危機管理統括監】
- ◎災害時、特に高い衛生基準が求められる市指定福祉避難所へ、AI技術を活用した水循環型手洗い機器を配備します。限られた水資源を効率的に再生し利用することで、避難者の衛生環境を確実に確保します。【危機管理統括監】
- 近い将来発生が危惧されている南海トラフ地震等の大規模災害発生時において、国・県・関係機関からの支援物資を円滑に受入れるための防災物流拠点倉庫を整備します。【危機管理統括監】

2) 官民の知恵を結集した地域防災力の抜本的強化

- 市民の防災意識を高めるため、防災技術指導員を配置し、出前講話や連続講座の実施など啓発活動の強化に取り組むとともに、学校教育等を通じた防災教育の充実を図ります。【危機管理統括監】
- ◎地震発災時における人的被害の最小化をめざし、特に高齢者のみの世帯や障がい者が属する世帯等の災害時要援護者の住宅を中心に、感震ブレーカーの設置促進など、住まいの安全確保に向けた減災対策を推進します。【危機管理統括監】
- 地域防災力の強化に向け、地域の特性を踏まえた避難路の整備や、地区防災・減災に資するマニュアルや計画等の作成、地区防災訓練等の実施など、自治会や自主防災組織・団体が実施する地区の防災・減災活動に対して支援します。【危機管理統括監】
- 災害発生後、出来る限り早い段階で良好な避難生活環境が確保できるよう、備蓄品の充実を図るとともに、大規模災害時に避難所の開設・運営の主体となる、自治会や自主防災組織を対象とした設営訓練を実施します。【危機管理統括監】
- 災害対応に欠かせない外部支援を迅速かつ円滑に受け入れられるよう、引き続き企業や団体に対し、防災関係協定の締結を積極的に働きかけます。特に宿泊施設等との協定締結の促進や協定締結先との実践的な訓練を実施し、避難生活における良好な生活環境の確保に向けた取組を加速させます。【危機管理統括監】

3) 災害に強い地域に向けた消防・防災DXの推進

- ◎大規模災害時において防災・行政情報の伝達手段の核となる防災行政無線を安定的に運用していくため、設備の更新を実施するとともに、市民に情報を確実に届けるため、防災行政無線の更新整備に合わせ、LINE連携によるテキスト配信の導入など、情報伝達手段の多角化を図ります。【危機管理統括監】
- ◎災害現場での迅速な情報収集・共有を可能にする「消防庁映像共有システム」等の運用体制を確立するなど、デジタル技術を活用した隊員の安全管理および現場指揮体制の強化を進めます。【消防本部】
- ◎Googleマップ上に、道路幅員および消防水利等の消防活動情報のほか、大規模災害の受援時に必要な情報（活動拠点、給油所、避難所等）を共有し、出動時の支援ツール、大規模災害時の応援隊への配布資料（二次元コード発行）としての活用を進めます。【消防本部】
- ◎近年全国的に多発している林野火災に対応するため、消防DXの推進により、ドローン等の先端技術を活用した救助支援システムの活用の強化を図ります。【消防本部】
- ◎被災者の生活再建に伴う手続き等の迅速化に向け、被害状況や支援履歴を一元管理する「被災者支援システム」を導入し、罹災証明書発行等の業務効率化を図るとともに、訓練や研修を通じた職員の対応力向上により、被災者一人ひとりに寄り添った支援体制を構築します。【危機管理統括監】

重点分野2 未来を創る子ども・若者政策の推進

少子化や人口減少が進行する中、長期的な視点をもって、若い世代に対応した政策の強化が求められています。まちの未来を見据え、子ども・子育て環境を充実するとともに、若者が希望を持って暮らせる環境の整備に取り組みます。また、地域課題を解決するスタートアップの創出を支援し、若者が希望を持って活躍できるまちを創ります。

1) 子ども・子育て環境の充実

- ◎安心して産み育てられる環境の整備に向け、継続的な健診受診をサポートする経済的支援として、分娩・健診にかかる交通費を助成します。また、消防等の関係部局との連携を強化し構築した支援体制のもと、緊急搬送や災害時における妊産婦の安全確保を図ります。【健康福祉部】
- ◎産後の育児不安の軽減や育児のスキルを高めるため、産婦のニーズが高まっている産後ケア事業の利用料を減免し、利用促進につなげます。【健康福祉部】
- ◎保護者の就労条件を問わず利用できる「こども誰でも通園制度（乳児等通園支援）」を導入し、家庭とは異なる環境で専門職や同年代の子どもと関わる機会を創出することで、子どもの健やかな成長を支援します。【健康福祉部】
- ◎教育・保育施設の一部施設において5歳児健診のモデル事業を実施し、3歳児健診から小学校入学までの切れ目のない支援体制の構築に取り組みます。【健康福祉部】
- ◎放課後の学習支援「こども未来教室」を開設し、家庭環境等に関わらずすべての子どもに学びの機会を提供します。また、教育支援センター内のふれあい教室に加え、より通いやすい校外教育支援センターおよび校内教育支援センターを整備し、不登校児童生徒の社会的自立に向けた多様な居場所づくりを進めます。【教育委員会事務局】
- ◎子育て世帯の経済的負担を軽減し、学びの機会を保障するため、出産祝金の支給や修学旅行費の補助、奨学金制度の継続実施等のさまざまな支援により、次代を担う子どもたちの健全な育成と安心して学べる環境の整備を図ります。【健康福祉部・教育委員会事務局】

2) 若者の転入希望を増やす環境整備

- ◎将来的な移住・定住や地域経済の活性化につなげるため、地域団体や民間企業等と連携し、子育て世帯やフリーランス等を対象に、地域資源を活用した暮らし体験プログラムを提供するなど、二地域居住に向けた環境整備に取り組みます。【観光経済部】
- ◎空き家対策と移住定住支援のワンストップ化をめざし、民間団体と連携して「（仮称）志摩市空き家・移住サポートセンター」の拠点整備を行うとともに、運営体制の構築に向けた支援を行います。【建設部・観光経済部】
- ◎少子化対策や若い世代の定住促進策として、市内企業、近隣自治体等と連携し、若者の出会い・交流の場を創出します。【観光経済部】

3) 地域の課題を解決するスタートアップの創出

- ◎地域課題の解決や新たなイノベーションの創出に向け、地域外の企業やスタートアップを受け入れ、英虞湾などの海域等をフィールドとした高度産業技術の実証・事業化を支援する「志摩市マリンテック※2等実証ワンストップセンター」を設置します。【政策推進部】
- ◎マリンテック企業等の誘致促進と新たな雇用創造を図るため、市内をフィールドとして実施する地域課題解決に向けた先端技術の実証実験や市内企業への社会実装を支援します。【観光経済部】

重点分野3 安心して働き、暮らせる生活環境の創生

高齢化や担い手不足が進む中、交通や医療・介護など、暮らしに不可欠なサービスの持続的な提供に向けて、人口減少を前提とした社会システムの再構築に取り組んでいく必要があります。地域公共交通のり・デザインに取り組み、市民の移動手段を確保するとともに、地域における医療・介護サービスの維持・確保に努めます。また、「民」の力を活かした官民共創により、生活の利便性向上や地域活力の向上を図ります。

1) 地域公共交通のり・デザインの全面展開

- 買い物や通院など、行きたい場所へ安心して自由に移動できるよう、大王・志摩地区において、これまでの実証結果を踏まえ、デマンド交通の本格導入を行います。また、浜島・阿児地区においても、地域の実情に応じた新たな移動手段の導入に向け、実証運行に取り組みます。【政策推進部】
- 離島における生活交通を確保するため、定期船で通学する高校生や住民等への運賃補助により、利用促進と負担軽減を図るとともに、航路の安定的な維持・確保に向け、運航事業者への支援を行います。【政策推進部】

2) 医療・介護サービスの維持・確保

- 休日および夜間における救急医療体制を確保し、地域住民がいつでも安心して医療を受けられる環境を構築します。適切な初期診療により病状の悪化を防ぎ、二次救急医療機関への集中を回避することで、地域全体の医療を守ります。【健康福祉部】
- 持続可能な病院経営をめざし、地域包括ケア病床の機能を維持しながら在宅医療体制の強化を進めるとともに、医療人材の確保に取り組みます。【病院事業部】
- 介護サービス従事者の負担軽減と業務効率化に向け、ケアプランデータ連携システムの利用促進や展示会等を通じた介護ロボット・ICT機器の普及啓発に取り組みます。【健康福祉部】

3) 「民」の力を活かした地域サービスの向上

- 市民の利便性向上と窓口の混雑緩和を図るため、引き続きマイナンバーカードに関する業務の一部を郵便局等の事業者へ委託し、身近な場所で手続きができる環境を確保します。【市民生活部】
- 環境美化整備や避難誘導看板の設置、堤防アートプロジェクトなど、市民と連携・協働して地域が抱えるさまざまな課題の解決やまちの魅力づくりに取り組みます。【市民生活部】
- 空き家対策と移住定住支援のワンストップ化をめざし、民間団体と連携して「(仮称)志摩市空き家・移住サポートセンター」の拠点整備を行うとともに、運営体制の構築に向けた支援を行います。(再掲)【建設部・観光経済部】

重点分野4 持続可能な観光地域づくりの推進

地域経済の活性化と将来にわたる持続的な発展を図るためには、地域産業への波及効果が高い観光産業を地域経済の柱に据え、取組を展開することが重要です。このため、地域における観光マネジメント体制を強化し、多様な取組を促進します。特に、2030年に訪日外国人旅行者数6,000万人、訪日外国人旅行消費額15兆円をめざす国の動向による市場の拡大を好機ととらえ、この需要を確実に取り込むため、インバウンドを含む観光客誘致の拡大を図ります。また、地域産業の担い手を確保するとともに、地域の魅力的な資源を生かした新しい事業の創出を進めます。

1) 観光マネジメント体制の強化による多様な取組の促進

- 持続可能な観光地域づくりに向け、地域DMO（観光地域づくり法人）およびDMC（観光地経営会社）と連携し、観光推進体制の強化に取り組みます。【観光経済部】
- ◎来訪者の滞在時間の延長と観光消費額の拡大を図るため、日本遺産に認定された海女文化などの貴重な地域資源を活用し、体験型観光コンテンツの造成・強化や商品化に向けた取組を進めます。【観光経済部】
- サーフィンを起点とした交流人口の拡大や地域活性化に向け、関係団体と連携して、パラサーフィンの全国大会等を誘致します。【観光経済部】
- ◎点在する観光地へのアクセスを向上させ、来訪者が快適に移動できる環境を整えるため、周遊バスのルート拡充、タクシー車両や電動マイクロモビリティの活用など、新たな二次交通の導入・実証に取り組みます。【観光経済部】

2) インバウンドを含む観光誘客の拡大

- ◎首都圏における本市の認知度向上を目的として、メディアを活用した情報発信や民間企業・省庁と連携した戦略的プロモーションにより、本市を知る・目にする機会を継続的に創出し、来訪意欲の醸成につなげます。【観光経済部】
- 重点市場と位置付けている東アジア・東南アジアからのインバウンド誘客に向けて、台湾をターゲットに志摩市インバウンド協議会と連携したトップセールスを行い、志摩市の魅力を発信します。また、台湾の旅行会社の担当者等を招き、市内観光地の視察や観光プログラムを実際に体験するFAMツアー※³を実施するなど、誘客拡大に取り組みます。【観光経済部】
- ◎志摩市の認知度向上と安定的なインバウンド誘客に向け、トップセールス等のプロモーションに加え、誘客の主要ターゲット市場である香港および台湾において観光レップ※⁴（現地セールス窓口）を設置し、現地における継続的な情報発信を行います。【観光経済部】

3) 地域産業における担い手の確保・育成と新事業創出

- ◎漁業の担い手確保に向け、関係団体・企業等とも連携し、さまざまな漁業種類に応じ、多様な形で計画的に人材確保・育成の支援を行います。【水産農林部】
- ◎「豊かな海づくり」と「稼げる漁業」の実現に向け、種苗放流や藻場の再生を通じた水産資源の維持・回復を図るとともに、養殖業の品質向上や安定生産に向けた取組を支援します。【水産農林部】
- 農業の担い手の確保に向け、個人農家への農機具・ハウス導入支援に加え、認定農業者による農業機械などの設備投資を幅広く助成します。【水産農林部】
- ◎市内経済の基盤強化と持続的な発展をめざし、市内企業における地域資源を活用した取

組やスタートアップ等の新規創業を重点的に支援するとともに、経営向上計画の認定事業者による設備投資や販路開拓、DX推進のための投資を促進します。【観光経済部】

重点分野5 「自慢できる新しい志摩市」の実現

「自慢できる新しい志摩市」の実現は、志摩市に対する市民の愛着と誇りを育み、持続可能なまちをつくるための重要なテーマです。伊勢志摩国立公園の指定から 80 周年を迎えるこの機をとらえ、豊かな自然と文化の魅力を最大限に高めます。また、プロモーションと広報広聴機能の連携を強化し、志摩市の魅力を戦略的に発信します。市民サービスの向上に向けて、デジタル技術等を活用した庁内DXによる業務の効率化をさらに推し進めます。

1) 伊勢志摩国立公園指定 80 周年を契機とした魅力向上

- ◎伊勢志摩国立公園の指定 80 周年を契機として、市民および来訪者に対し、志摩市の魅力を感じてもらえるよう環境整備、魅力発信を行うことで、市内における満足度向上や、再訪のきっかけを創出します。【観光経済部】
- ◎伊勢志摩国立公園ステップアッププログラム※5に基づき、誘客強化に取り組むとともに、伊勢志摩国立公園指定 80 周年記念事業実行委員会への参画を通じて広域的な周年事業を展開し、本市の魅力を国内外へ発信します。【観光経済部】

2) 戦略的な情報発信・プロモーションの強化

- ◎首都圏における本市の認知度向上を目的として、メディアを活用した情報発信や民間企業・省庁と連携した戦略的プロモーションにより、本市を知る・目にする機会を継続的に創出し、来訪意欲の醸成につなげます。(再掲)【観光経済部】
- ◎市の魅力や施策をより効果的に届けるため、ツール導入や研修を通じて各部署が主体的に企画・発信できる体制を整え、全庁的な情報発信力を強化します。【政策推進部】

3) 市民サービスを向上させる庁内DXのさらなる推進

- ◎デジタル技術を活用して業務変革を推進できる人材の育成に向け、業務改革やデザイン思考、生成AI活用等をテーマに、全職員を対象とした階層別の研修を実施します。【政策推進部】
- ◎デジタルツールの選定・導入支援や作成ができる外部の高度専門人材を確保し、職員の技術的サポートや組織変革の支援体制を強化します。【政策推進部】

3. 基本目標の実現に向けた施策の主な取組

総合計画に掲げる4つの基本目標の実現に向けて、各施策を推進します。令和8年度の主な取組は次のとおりです。(◎印は、新たな要素を含む取組)

基本目標1 にぎわい ～豊かな自然と共生し、持続可能な発展を続けるまち～

〈観光産業の振興〉

- ◎志摩市の観光振興の核である豊かな「海」と海と共生して育まれてきた独自の「文化」を柱に、「ココロほどけるちょうどいい時間～海と過ごす志摩～」を誘客テーマに掲げ、「知る」「過ごす」「満たされる」の各事業を展開し、滞在時間の延長および宿泊客数の拡大をめざします。【観光経済部】
- 持続可能な観光地域づくりに向け、地域DMO（観光地域づくり法人）およびDMC（観光地経営会社）と連携し、観光推進体制の強化に取り組みます。(再掲)【観光経済部】
- ◎来訪者の滞在時間の延長と観光消費額の拡大を図るため、日本遺産に認定された海女文化などの貴重な地域資源を活用し、体験型観光コンテンツの造成・強化や商品化に向けた取組を進めます。(再掲)【観光経済部】
- サーフィンを起点とした交流人口の拡大や地域活性化に向け、関係団体と連携して、パラサーフィンの全国大会等を誘致します。(再掲)【観光経済部】
- ◎点在する観光地へのアクセスを向上させ、来訪者が快適に移動できる環境を整えるため、周遊バスのルート拡充、タクシー車両や電動マイクロモビリティの活用など、新たな二次交通の導入・実証に取り組みます。(再掲)【観光経済部】
- ◎首都圏における本市の認知度向上を目的として、メディアを活用した情報発信や民間企業・省庁と連携した戦略的プロモーションにより、本市を知る・目にする機会を継続的に創出し、来訪意欲の醸成につなげます。(再掲)【観光経済部】
- 重点市場と位置付けている東アジア・東南アジアからのインバウンド誘客に向けて、台湾をターゲットに志摩市インバウンド協議会と連携したトップセールスを行い、志摩市の魅力を発信します。また、台湾の旅行会社の担当者等を招き、市内観光地の視察や観光プログラムを実際に体験するFAMツアーを実施するなど、誘客拡大に取り組みます。(再掲)【観光経済部】
- ◎志摩市の認知度向上と安定的なインバウンド誘客に向け、トップセールス等のプロモーションに加え、誘客の主要ターゲット市場である香港および台湾において観光レップ（現地セールス窓口）を設置し、現地における継続的な情報発信を行います。(再掲)【観光経済部】
- ◎伊勢志摩国立公園の指定80周年を契機として、市民および来訪者に対し、志摩市の魅力を感じてもらえるよう環境整備、魅力発信を行うことで、市内における満足度向上や、再訪のきっかけを創出します。(再掲)【観光経済部】
- ◎伊勢志摩国立公園ステップアッププログラムに基づき、誘客強化に取り組むとともに、伊勢志摩国立公園指定80周年記念事業実行委員会への参画を通じて広域的な周年事業を展開し、本市の魅力を国内外へ発信します。(再掲)【観光経済部】

〈商工・サービス業の振興〉

- ◎市内経済の基盤強化と持続的な発展をめざし、市内企業における地域資源を活用した取組やスタートアップ等の新規創業を重点的に支援するとともに、経営向上計画の認定事業者による設備投資や販路開拓、DX推進のための投資を促進します。(再掲)【観光経済

部]

- 後継者不足等による廃業を防ぎ、地域経済の活力を確保するため、連携機関との情報交換会や事業所向けセミナーを実施するなど、円滑な事業承継を支援します。【観光経済部]

〈水産業の振興〉

- 漁業の担い手確保に向け、関係団体・企業等とも連携し、さまざまな漁業種類に応じ、多様な形で計画的に人材確保・育成の支援を行います。(再掲)【水産農林部]
- 「豊かな海づくり」と「稼げる漁業」の実現に向け、種苗放流や藻場の再生を通じた水産資源の維持・回復を図るとともに、養殖業の品質向上や安定生産に向けた取組を支援します。(再掲)【水産農林部]

〈農林業の振興〉

- 農業の担い手の確保に向け、個人農家への農機具・ハウス導入支援に加え、認定農業者による農業機械などの設備投資を幅広く助成します。(再掲)【水産農林部]
- 気候変動等の農業課題を解決するため、三重県農業研究所への委託研究を実施し、高温耐性米「なついろ」の栽培技術確立を図るとともに、イチゴ栽培においては、レッドパールの安定生産技術の確立や新品種の導入検討、スマート技術の活用実証を一体的に進めます。【水産農林部]
- 除草や収穫作業を福祉施設に委託する農福連携を推進し、障がい者の社会参画と農業労働力の確保を図ります。【水産農林部・健康福祉部]

〈就労支援と移住・定住促進〉

- 将来的な移住・定住や地域経済の活性化につなげるため、地域団体や民間企業等と連携し、子育て世帯やフリーランス等を対象に、地域資源を活用した暮らし体験プログラムを提供するなど、二地域居住に向けた環境整備に取り組みます。(再掲)【観光経済部]
- 少子化対策や若い世代の定住促進策として、市内企業、近隣自治体等と連携し、若者の出会い・交流の場を創出します。(再掲)【観光経済部]
- 市内産業の振興と地域の活性化をめざし、志摩市雇用創造協議会と連携して、魅力ある地域雇用の促進やそれを担う人材の確保、育成、定着等の雇用の安定化に向けた取組を進めます。【観光経済部]
- 地域課題の解決や新たなイノベーションの創出に向け、地域外の企業やスタートアップを受け入れ、英虞湾などの海域等をフィールドとした高度産業技術の実証・事業化を支援する「志摩市マリンテック等実証ワンストップセンター」を設置します。(再掲)【政策推進部]
- マリンテック企業等の誘致促進と新たな雇用創造を図るため、市内をフィールドとして実施する地域課題解決に向けた先端技術の実証実験や市内企業への社会実装を支援します。(再掲)【観光経済部]

〈自然環境の保全・活用〉

- 行政や事業者等の浄化槽関係者が連携して、浄化槽台帳の整備、転換促進および維持管理の向上等に向けた取組を進めます。【市民生活部]
- 生活排水対策を推進するため、単独処理浄化槽や汲み取り便槽を使用する世帯に対し、合併処理浄化槽への転換による環境改善効果やメリットを重点的に周知し、転換を加速化します。【市民生活部]

〈脱炭素・資源循環システムの構築〉

- 可燃ごみ処理量の削減をめざし、紙・布類を対象とした分別の徹底に関する啓発活動を強化します。【市民生活部】
- ◎運輸部門における温室効果ガスの削減に向け、宅配便の再配達削減による環境負荷の低減に取り組めます。【市民生活部】

基本目標2 やすらぎ ～安全安心で、みんなの暮らしを守るまち～

〈災害対応力の充実・強化〉

- ◎三重県が公表する新たな地震被害想定および津波災害警戒区域に基づき、新しい津波の浸水想定区域や浸水深、津波到達予想時間などの情報を表示したハザードマップを作成して配布することで、市民一人ひとりの津波の危険性に対する正しい理解を深め、事前の備えを促進します。(再掲)【危機管理統括監】
- ◎大規模災害時において防災・行政情報の伝達手段の核となる防災行政無線を安定的に運用していくため、設備の更新を実施するとともに、市民に情報を確実に届けるため、防災行政無線の更新整備に合わせ、LINE連携によるテキスト配信の導入など、情報伝達手段の多角化を図ります。(再掲)【危機管理統括監】
- 南海トラフ地震等の大規模地震発生時の津波対策として、新たに片田地区の津波避難施設(津波避難タワー)等の整備を計画的に推進します。(再掲)【危機管理統括監】
- ◎良好な避難生活環境を確保するため、備蓄品の「量」だけでなく、「質」を考慮し、スフィア基準を踏まえ、必要な物資等の配備や施設を整備します。(再掲)【危機管理統括監】
- ◎災害時、特に高い衛生基準が求められる市指定福祉避難所へ、AI技術を活用した水循環型手洗い機器を配備します。限られた水資源を効率的に再生し利用することで、避難者の衛生環境を確実に確保します。(再掲)【危機管理統括監】
- 近い将来発生が危惧されている南海トラフ地震等の大規模災害発生時において、国・県・関係機関からの支援物資を円滑に受入れるための防災物流拠点倉庫を整備します。(再掲)【危機管理統括監】
- 災害対応に欠かせない外部支援を迅速かつ円滑に受け入れられるよう、引き続き企業や団体に対し、防災関係協定の締結を積極的に働きかけます。特に宿泊施設等との協定締結の促進や協定締結先との実践的な訓練を実施し、避難生活における良好な生活環境の確保に向けた取組を加速させます。(再掲)【危機管理統括監】
- ◎被災者の生活再建に伴う手続き等の迅速化に向け、被害状況や支援履歴を一元管理する「被災者支援システム」を導入し、罹災証明書発行等の業務効率化を図るとともに、訓練や研修を通じた職員の対応力向上により、被災者一人ひとりに寄り添った支援体制を構築します。(再掲)【危機管理統括監】
- ◎気候変動により、洪水や土砂災害を引き起こす大雨や短時間強雨の回数が増加し、冠水などの自然災害が激甚化・頻発化しているため、冠水時の迅速な排水対策を図ります。【建設部】

〈地域防災力の向上〉

- 市民の防災意識を高めるため、防災技術指導員を配置し、出前講話や連続講座の実施など啓発活動の強化に取り組むとともに、学校教育等を通じた防災教育の充実を図ります。(再掲)【危機管理統括監】
- ◎地震発災時における人的被害の最小化をめざし、特に高齢者のみの世帯や障がい者が属する世帯等の災害時要援護者の住宅を中心に、感震ブレーカーの設置促進など、住まいの安全確保に向けた減災対策を推進します。(再掲)【危機管理統括監】
- 地域防災力の強化に向け、地域の特性を踏まえた避難路の整備や、地区防災・減災に資するマニュアルや計画等の作成、地区防災訓練等の実施など、自治会や自主防災組織・団体が実施する地区の防災・減災活動に対して支援します。(再掲)【危機管理統括監】
- 災害発生後、出来る限り早い段階で良好な避難生活環境が確保できるよう、備蓄品の充実を進めるとともに、大規模災害時に避難所の開設・運営の主体となる、自治会や自主防災組織を対象とした設営訓練を実施します。(再掲)【危機管理統括監】

〈消防・救急体制の強化〉

- 市民一人ひとりの防火防災意識向上、意識定着を図り、災害に強い人づくりを進めるため、自治会や事業所等への出向型の教室を開催するなど、防火防災教室の実施を積極的に展開します。【消防本部】
- 消防団の強化のため、すべての分団、支団へ災害対応物品を計画的に配備するとともに、各種訓練を実施し、災害時における対応力向上を図ります。【消防本部】
- 災害発生時に迅速かつ確実な消火・救助活動を行うため、老朽化した消防自動車を計画的に更新し、消防力の維持・強化を図ります。【消防本部】
- 「志摩市消防本部警防活動方針」を策定し、効果的な消防活動を展開するとともに、活動する消防隊員のさらなる安全確保を図ります。【消防本部】
- 災害現場での迅速な情報収集・共有を可能にする「消防庁映像共有システム」等の運用体制を確立するなど、デジタル技術を活用した隊員の安全管理および現場指揮体制の強化を進めます。(再掲)【消防本部】
- Googleマップ上に、道路幅員および消防水利等の消防活動情報のほか、大規模災害の受援時に必要な情報(活動拠点、給油所、避難所等)を共有し、出勤時の支援ツール、大規模災害時の応援隊への配布資料(二次元コード発行)としての活用を進めます。(再掲)【消防本部】
- 近年全国的に多発している林野火災に対応するため、消防DXの推進により、ドローン等の先端技術を活用した救助支援システムの活用の強化を図ります。(再掲)【消防本部】

〈インフラ整備の推進〉

- 交通安全の確保と円滑な通行に向けた計画的な除草や樹木の伐採等の環境整備を継続的に行うとともに、災害時における緊急輸送路等の機能を維持するため、道路の修繕や橋の耐震化等を重点的に進めます。【建設部】
- 水道の安定供給を図るため、老朽化した水道施設・設備を更新するとともに、浄水場からの送水管や避難所等の重要施設へつながる配水管の耐震化を進めます。【上下水道部】
- 下水道施設の長寿命化を目的として、機械電気設備の老朽化対策を実施します。【上下水道部】

〈暮らしの安全の推進〉

- 多様化・巧妙化する特殊詐欺被害を未然に防止するため、被害に遭いやすい高齢者を対象に、防犯対策機能付き電話機等の普及を促進します。【危機管理統括監】
- 道路交通法の改正による「自転車の交通反則通告制度」の施行に合わせ、警察等の関係機関と調整を図り、広報しまやSNS等を通じた周知・啓発に取り組みます。【危機管理統括監】

〈安全で快適な住まいまちづくり〉

- 安全・安心な生活環境を守るため、倒壊等の危険がある管理不全な空き家の除却を促進するとともに、空き家を地域資源として有効活用し移住・定住につなげるため、移住者等が行う改修工事の費用を助成するなど、空き家の適正管理と利活用を一体的に推進します。【建設部】
- ◎空き家対策と移住定住支援のワンストップ化をめざし、民間団体と連携して「(仮称)志摩市空き家・移住サポートセンター」の拠点整備を行うとともに、運営体制の構築に向けた支援を行います。(再掲)【建設部・観光経済部】
- 将来にわたって安全で快適なまちづくりに向け、都市構造の再編や土地利用の方向性を

定めるため、「志摩市都市計画マスタープラン」の改定に向けた検討を進めます。【建設部】

〈地域公共交通の確保・維持〉

- ◎買い物や通院など、行きたい場所へ安心して自由に移動できるよう、大王・志摩地区において、これまでの実証結果を踏まえ、デマンド交通の本格導入を行います。また、浜島・阿児地区においても、地域の実情に応じた新たな移動手段の導入に向け、実証運行に取り組みます。(再掲)【政策推進部】
- 離島における生活交通を確保するため、定期船で通学する高校生や住民等への運賃補助により、利用促進と負担軽減を図るとともに、航路の安定的な維持・確保に向け、運航事業者への支援を行います。(再掲)【政策推進部】

基本目標3 つながり ～誰もが健康で心豊かに、つながりあい、自分らしく暮らせるまち～

〈健康づくりの推進〉

- 家庭における食育の推進に向け、子どもと保護者を対象としたお弁当作り教室等を開催し、子どもの頃から望ましい食習慣の定着を図ります。【健康福祉部】
- プレコンセプションケア※6の理念をとり入れた健康教育を企画し、市内中学校・高等学校への出前講座を開催するなど、若者世代の健康づくりを強化します。【健康福祉部】
- 市民が自分に合った運動を継続して取り組めるよう、阿児健康増進センターにおいて、インストラクターによるトレーニング機器の指導機会を提供します。【健康福祉部】

〈医療体制の確保〉

- 休日および夜間における救急医療体制を確保し、地域住民がいつでも安心して医療を受けられる環境を構築します。適切な初期診療により病状の悪化を防ぎ、二次救急医療機関への集中を回避することで、地域全体の医療を守ります。(再掲)【健康福祉部】
- 持続可能な病院経営をめざし、地域包括ケア病床の機能を維持しながら在宅医療体制の強化を進めるとともに、医療人材の確保に取り組みます。(再掲)【病院事業部】

〈地域福祉の推進〉

- 地域に関わるすべての人が、福祉や自分たちが暮らす地域が抱える生活課題等に対する関心を高めるため、ふくし座談会を開催し、住民相互の支え合いの文化を醸成します。【健康福祉部】
- 社会福祉協議会や企業等との連携による切れ目のない支援と、支え合う仕組みを地域に根付かせるなど、地域のニーズを反映しながら地域福祉の推進を図るため、「第5次志摩市地域福祉計画」を策定します。【健康福祉部】

〈高齢者支援の推進〉

- 住民主体の介護予防を推進するため、健脚運動指導者やお達者サポーター等の担い手養成と活動支援を行うとともに、高齢者団体の自主活動や居場所づくりを支援し、生きがいを持って暮らせる地域づくりを進めます。【健康福祉部】
- 認知症になっても安心して暮らせる地域共生社会の実現に向け、チームオレンジ※7による活動の本格化や認知症カフェの拡充支援、認知症ケアパス※8のリニューアルを通じて、理解促進と相談支援体制の強化を図ります。【健康福祉部】
- 介護サービス従事者の負担軽減と業務効率化に向け、ケアプランデータ連携システムの利用促進や展示会等を通じた介護ロボット・ICT機器の普及啓発に取り組みます。(再掲)【健康福祉部】

〈障がい者（児）支援の推進〉

- 障がい者の就労機会の創出と地域生活の安定に向けた支援を推進するため、基幹相談支援センターを中心とした相談体制の充実を図るとともに、企業等への普及啓発を行います。【健康福祉部】
- 支援が必要な児童の早期発見と適切な療育環境を確保するため、CLMと個別の指導計画※9の活用や「ステップアップ教室」の実施、医療的なケアが必要な児童や個別の支援が必要な児童等の受入体制を強化し、子どもの成長発達と保護者の安心を支えます。【健康福祉部】
- 除草や収穫作業を福祉施設に委託する農福連携を推進し、障がい者の社会参画と農業労働力の確保を図ります。(再掲)【水産農林部・健康福祉部】

〈子ども・子育て支援の推進〉

- ◎安心して産み育てられる環境の整備に向け、継続的な健診受診をサポートする経済的支援として、分娩・健診にかかる交通費を助成します。また、消防等の関係部局との連携を強化し構築した支援体制のもと、緊急搬送や災害時における妊産婦の安全確保を図ります。（再掲）【健康福祉部】
- ◎産後の育児不安の軽減や育児のスキルを高めるため、産婦のニーズが高まっている産後ケア事業の利用料を減免し、利用促進につなげます。（再掲）【健康福祉部】
- ◎保護者の就労条件を問わず利用できる「こども誰でも通園制度（乳児等通園支援）」を導入し、家庭とは異なる環境で専門職や同年代の子どもと関わる機会を創出することで、子どもの健やかな成長を支援します。（再掲）【健康福祉部】
- ◎教育・保育施設の一部施設において5歳児健診のモデル事業を実施し、3歳児健診から小学校入学までの切れ目のない支援体制の構築に取り組みます。（再掲）【健康福祉部】
- 子育て世帯の経済的負担を軽減し、学びの機会を保障するため、出産祝金の支給や修学旅行費の補助、奨学金制度の継続実施等のさまざまな支援により、次代を担う子どもたちの健全な育成と安心して学べる環境の整備を図ります。（再掲）【健康福祉部・教育委員会事務局】

〈人権が尊重されるまちづくり〉

- 市民一人ひとりの人権意識を高めるため、広報活動を強化し、人権講座や人権を考える市民の集いへの参加を促進するとともに、アンケート分析を通じて講座内容等のさらなる充実を図ります。【市民生活部】
- 社会情勢の変化や新たな人権課題に対応するため、市の人権行政および人権教育の指針となる「志摩市人権施策基本方針」を改訂し、人権尊重のまちづくりを推進します。【市民生活部】

〈ダイバーシティ・多文化共生の推進〉

- 国際理解の推進、国際感覚に富んだ人材育成に向けて、国際交流員が幼児教育・保育施設や学校などへ訪問し、多文化交流事業を実施します。【市民生活部】
- 一人ひとりが輝き、多様な主体が活躍できる社会を実現するため、互いの個性を尊重する意識を醸成し、施策を推進するための指針となる「第5次志摩市男女共同参画推進プラン」を策定します。【市民生活部】

〈市民等と連携したまちづくり〉

- 環境美化整備や避難誘導看板の設置、堤防アートプロジェクトなど、市民と連携・協働して地域が抱えるさまざまな課題の解決やまちの魅力づくりに取り組みます。（再掲）【市民生活部】

基本目標4 はぐくみ ～未来を育み、生涯にわたる学びを支えるまち～

〈誰もが大切にされる教育〉

- ◎放課後の学習支援「こども未来教室」を開設し、家庭環境等に関わらずすべての子どもに学びの機会を提供します。また、教育支援センター内のふれあい教室に加え、より通いやすい校外教育支援センターおよび校内教育支援センターを整備し、不登校児童生徒の社会的自立に向けた多様な居場所づくりを進めます。（再掲）【教育委員会事務局】

〈一人ひとりの可能性を伸ばす教育〉

- ◎教職員の資質能力向上等専門性の深化を通じて、多様化・高度化する教育課題に対応するため、研修会の充実・拡充を図ります。【教育委員会事務局】
- ◎データに基づいた個別最適な学びの充実を図り、児童生徒との対話や向き合う時間をさらに創出するために、小中学校において校務支援システムを導入します。【教育委員会事務局】

〈地域を誇り、生涯にわたって学び続ける教育〉

- ◎デジタル技術を活用して、市民のライフスタイルに応じた生涯学習機会の充実やスポーツ環境の整備を進めます。【教育委員会事務局】
- ◎公共図書館と学校図書館の情報システム機器を整備し、市が保有する図書資料を一元管理することで利便性の向上に取り組みます。【教育委員会事務局】
- ◎市民の利用促進に向け、市内スポーツ施設の整備等を計画的に進めるため、「志摩市スポーツ施設整備基本計画」を改定します。【教育委員会事務局】
- ◎中学校休日部活動の地域連携・地域展開の実現に向けて、学校、総合型地域スポーツクラブ、各種スポーツ団体等と連携し、受入れ体制を整備します。【教育委員会事務局】

〈未来を創る人材を育む教育〉

- ◎子どもたちが志摩市への理解を深め、誇りが持てるよう、社会科副読本「わたしたちの志摩市」や地域訪問、出会い学習等を通じて、志摩市の歴史・自然・文化を学習する「志摩学」を推進します。【教育委員会事務局】
- ◎児童生徒の情報活用能力育成をサポートし、学校全体のICT活用能力向上と教職員の負担軽減を図るため、ICT支援員を学校に派遣します。【教育委員会事務局】
- ◎異文化の体験や現地の人々との交流を通して、国際感覚を養い、国際社会に貢献できる豊かな人材を育成するため、市および県と歴史的なつながりのあるパラオ共和国へ中学生を派遣します。【教育委員会事務局】

4. 各施策の推進を支える行政運営

政策推進の土台となる行政運営の面においては、市民の皆さんをはじめとした多様な主体との連携・共創を基本姿勢に置きつつ、限られた行政資源により最大の効果を生み出すために、さまざまな取組を積極的に進めます。令和8年度の主な取組は次のとおりです。

(◎印は、新たな要素を含む取組)

〈人財・組織〉

- 職員のキャリアステージに応じて、必要な知識やスキルが習得できるよう、階層別・職種別の研修機会のさらなる拡充を図ります。【総務部】
- 労務作業における安全確保、管理体制の強化を図るため、各種講習等による安全教育を徹底します。【総務部】
- ◎職員の働き方改革の推進と効率的な行政運営を実現しつつ、市民サービスの質の維持・向上を図るため、窓口開庁時間の見直しの検討を進めます。【総務部】
- 職員アンケートを継続的に実施し、その結果に基づき、働きやすい職場づくりに向け、必要な改善策を講じます。【総務部】
- 公共調達が適正かつ有効に執行されるよう、発注関係事務に係るマニュアルの整備や、職員の知識の向上およびコンプライアンス意識の徹底を目的とした研修を実施します。【総務部】

〈財務・資産〉

- ◎子育て支援や観光振興などの特定分野をモデルケースとして、データ分析に基づく事業計画の策定から、実施、効果測定までの一連のプロセスを試行し、E B P M^{※10}の導入に向けた課題を整理します。【総務部】
- ◎施設利用等の受益者負担の適正化を図るため、施設の維持管理コスト等を踏まえ、全庁統一的な使用料・手数料の見直し方針を策定し、将来的な料金改定に向けて準備を進めます。【総務部】
- 用途廃止された公共施設等の利活用に向け、民間事業者等から有効活用に関する提案を募集します。【政策推進部】

〈情報・DX〉

- 市の魅力や施策をより効果的に届けるため、ツール導入や研修を通じて各部署が主体的に企画・発信できる体制を整え、全庁的な情報発信力を強化します。(再掲)【政策推進部】
- 市民の利便性向上と窓口の混雑緩和を図るため、引き続きマイナンバーカードに関する業務の一部を郵便局等の事業者へ委託し、身近な場所で手続きができる環境を確保します。(再掲)【市民生活部】
- ◎市民生活を支えるデジタルインフラとして、LINEをプラットフォームとしたシステム構築を推進するとともに、多くの市民に市公式LINEを利用していただけるよう、利用促進や登録者数増加に向けた取組を強化します。【政策推進部】
- ◎デジタル技術を活用して業務変革を推進できる人材の育成に向け、業務改革やデザイン思考、生成AI活用等をテーマに、全職員を対象とした階層別の研修を実施します。(再掲)【政策推進部】
- デジタルツールの選定・導入支援や作成ができる外部の高度専門人材を確保し、職員の技術的サポートや組織変革の支援体制を強化します。(再掲)【政策推進部】

注釈

- ※1 スフィア基準・・・被災者が尊厳ある生活を営むための人道支援の最低基準を示した国際基準。
- ※2 マリンテック・・・海洋や水産など、海事産業の分野に、AI、IoTなどの最新デジタル技術を導入し、新たな価値や持続可能な仕組みを生み出すことを表す言葉。Marine Technologyの略。
- ※3 FAMツアー・・・旅行事業者、メディア、インフルエンサーを観光地に招き、実際の魅力を体験・視察してもらう招待旅行のこと。Familiarization Trip
- ※4 レップ・・・Representative（代理）の略称。海外の旅行事業者やメディアを対象に、現地に特化したセールスおよびプロモーションを代理で行う事業者。
- ※5 国立公園ステップアッププログラム・・・環境省が推進する「国立公園満喫プロジェクト」に基づき、世界水準の「ナショナルパーク」としてブランド化・利用促進を図るためのアクションプラン。
- ※6 プレコンセプションケア・・・成育基本法に基づく成育医療等基本方針において「女性やカップルを対象として将来の妊娠のための健康管理を促す取組」とされている。
- ※7 チームオレンジ・・・認知症と思われる初期の段階から、心理面・生活面の支援として、市がコーディネーターを配置し、地域において把握した認知症の方の悩みや家族の身近な生活支援ニーズ等と認知症サポーターを中心とした支援者をつなぐ仕組み。
- ※8 認知症ケアパス・・・認知症発症予防から人生の最終段階まで、認知症の容態に応じ、相談先や、いつ、どこで、どのような医療・介護 サービスを受ければいいのか、これらの流れをあらかじめ標準的に示したもの。
- ※9 CLMと個別の指導計画・・・発達に課題のある子どもを適切な支援に繋げるため、三重県立子ども心身発達医療センターが開発したチェックリストと支援方法。子どもの気になる行動に対してよい行動を習慣化し、子どもの自己肯定感の回復や向上を図る。
- ※10 EBPM・・・エビデンスに基づく政策立案。経験や勘、その場限りのエピソードに頼らず、政策目的を明確化した上で、データ等の客観的な根拠（エビデンス）に基づいて政策を企画・立案・評価する取組。Evidence-Based Policy Making